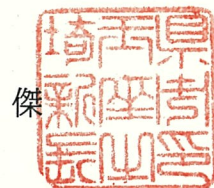


新座市告示第 218 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、予防接種を次のとおり行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 3 日

新座市長 並 木



- 1 予防接種の種類  
別紙のとおり
- 2 予防接種を行う主たる接種場所  
別紙のとおり
- 3 予防接種の対象者の範囲  
予防接種法施行令第 3 条に規定する予防接種の対象者に該当する新座市民
- 4 実施期間  
令和 8 年 5 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 禁忌事項  
医療機関の指示による。

## 別紙

	予防接種の種類	予防接種を行う主たる場所	変更年月日
1	風しん第5期 高齢者肺炎球菌 高齢者インフルエンザ 高齢者新型コロナ 高齢者带状疱疹	新座市片山三丁目11番2号 むさしメディカルクリニック	令和8年5月 28日